

# デイケアセンターみつばち 運営規程

## （事業の目的）

第1条 医療法人社団誠道会が開設するデイケアセンターみつばち（以下「当事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーションを含む、以下同様とする。）の事業の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

## （運営の方針）

第2条 当事業所の従業者は、要介護者等が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図るものとする。

## （事業所の名称及び所在地等）

第3条 当事業所の名称、所在地等は次のとおりとする。

- (1) 名 称 デイケアセンターみつばち
- (2) 所在地 岐阜県各務原市鵜沼山崎町6-8-2

## （従業者の職種、員数）

第4条 当事業所の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- |                          |      |
|--------------------------|------|
| (1) 管理者                  | 1名   |
| (2) 医師                   | 1名   |
| (3) 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士 | 2名以上 |
| (4) 看護師、准看護師若しくは介護職員     | 5名以上 |

## （従業者の職務内容）

第5条 前条に定める当事業所職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、当事業所に携わる従業者及び業務の総括管理、指導を行う。
- (2) 前条に定める従業者の(3)及び(4)は指定通所リハビリテーション計画に基づき、指定通所リハビリテーションの提供にあたる。

## （営業日及び営業時間）

第6条 当事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日とする。  
(但し、1月1日から1月3日までは休業)
- (2) 営業時間 午前8時から午後5時までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時から午後4時までとする。

## （利用定員）

第7条 利用定員は40名とする。

#### **（通所リハビリテーションの内容）**

第8条 指定通所リハビリテーションの内容は次のとおりとする。

- (1) 生活指導（相談援助等）
- (2) 機能訓練（リハビリテーション）
- (3) 健康チェック
- (4) 入浴サービス
- (5) 食事サービス
- (6) 送迎
- (7) 介護サービス
- (8) その他利用者に対する便宜の提供

#### **（利用料等）**

第9条 指定通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とする。

2 前項に定める利用料の他、食事代、おむつ代、その他の費用を重要事項説明書に掲載の料金により支払いを受ける。

3 キャンセルがあった場合については、次の額を徴収する。

ご利用当日の8時までに利用中止のご連絡を頂けない場合は、当日分の食事キャンセル料として500円。

#### **（通常の事業の実施地域）**

第10条 通常の事業の実施地域は、各務原市、坂祝町、犬山市の一部（地域包括支援センター圏域における犬山北地区、犬山南地区）とする。

#### **（サービス利用に当たっての留意事項）**

第11条 利用者は、指定通所リハビリテーションの提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
- (2) 利用者が自身の責に帰すべき事由によって、当事業所の備品等について滅失、破損、汚損した場合には、利用者若しくは契約者の費用により原状に復するか、又は原状回復に必要な代価を支払うものとする。
- (3) 利用者は次の行為をできないものとする。
  - ・他者に対する宗教活動、政治活動、営利活動
  - ・喫煙（駐車場を含む敷地内）
  - ・必要以上の金品及び貴重品の持ち込み
  - ・その他、他の利用者に対し迷惑を及ぼすような行為

#### **（非常災害対策）**

第12条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。消火設備、非常放送用設備等、必要な設備を備え、これを定期点検するとともに、非常災害時について具体的な防災計画・非難計画を立て、年2回以上の訓練を実施する。

**（苦情処理その他留意事項）**

第13条 当事業所は、苦情対応規程に基づき、提供したサービスに関する利用者又はご家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応する体制を整える。

2 苦情解決責任者及び苦情受付担当者を定めるほか、必要に応じて苦情対応委員会で討議する事によって、苦情の解決及び事業所内への周知・教育によるサービスの質の向上を図る。

**（事故発生の防止及び発生時の対応）**

第14条 当事業所は、安全かつ適切に質の高い介護・医療サービスを提供するために、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。

また、サービス提供等に事故が発生した場合、速やかに市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、利用者に対し必要な措置を講ずる。

**（虐待の防止のための措置に関する事項）**

第15条 当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催する。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待防止のための研修会を定期的に開催する。
- (4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置する。

**（その他）**

第16条 本運営規程に定めのない運営に関する重要事項については、医療法人社団誠道会法人伝達会議の承認を得るものとする。

**附 則**

この規程は、平成19年6月1日から施行する。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

この規程は、平成23年7月1日から施行する。

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

この規程は、令和3年11月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。